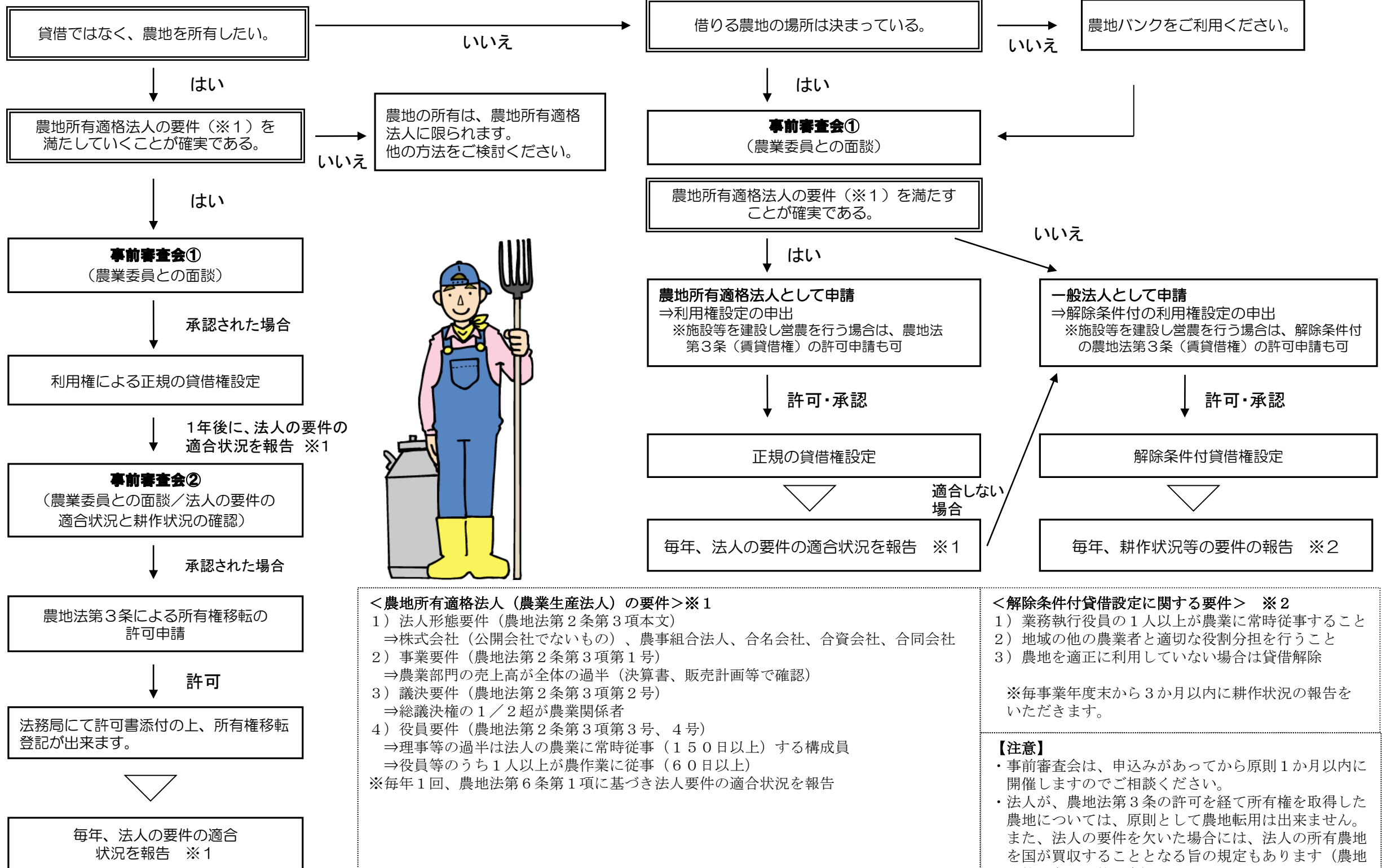


新規就農者(法人)が農地を借りる・買うには

平成28年4月1日から「農業生産法人」が「農地所有適格法人」に変更されました。
 名刺や看板、法人登記等に付けている「農業生産法人」という名称は変更の必要なく、そのまま使用できます。

スタート



- <農地所有適格法人(農業生産法人)の要件> ※1
- 1) 法人形態要件(農地法第2条第3項本文)
⇒株式会社(公開会社でないもの)、農事組合法人、合名会社、合資会社、合同会社
 - 2) 事業要件(農地法第2条第3項第1号)
⇒農業部門の売上高が全体の過半(決算書、販売計画等で確認)
 - 3) 議決要件(農地法第2条第3項第2号)
⇒総議決権の1/2超が農業関係者
 - 4) 役員要件(農地法第2条第3項第3号、4号)
⇒理事等の過半は法人の農業に常時従事(150日以上)する構成員
⇒役員等のうち1人以上が農作業に従事(60日以上)
- ※毎年1回、農地法第6条第1項に基づき法人要件の適合状況を報告

- <解除条件付貸借設定に関する要件> ※2
- 1) 業務執行役員の1人以上が農業に常時従事すること
 - 2) 地域の他の農業者と適切な役割分担を行うこと
 - 3) 農地を適正に利用していない場合は貸借解除
- ※毎事業年度末から3か月以内に耕作状況の報告をいただきます。

【注意】

- ・事前審査会は、申込みがあってから原則1か月以内に開催しますのでご相談ください。
- ・法人が、農地法第3条の許可を経て所有権を取得した農地については、原則として農地転用は出来ません。また、法人の要件を欠いた場合には、法人の所有農地を国が買収することとなる旨の規定もあります(農地法第6条及び第7条)。